

兵庫県公報

平成21年 1月23日 金曜日 第 2049 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更（同）	3
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	3
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	4
○ 景観形成地区の指定の案の縦覧（同）	4
○ 景観形成基準の案の縦覧（同）	5
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	5
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	14
○ 同 上（同）	15
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	16

告 示

兵庫県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）野瀬北地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
平成21年 1月23日から同年 2月12日まで
- 縦覧の場所
神戸市北区役所



兵庫県告示第76号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡市川町
- (2) 調査を行った期間
平成18年7月から平成20年3月まで
- (3) 成果の名称
神崎郡市川町（大字上牛尾の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神崎郡市川町上牛尾の一部
- (5) 認証年月日
平成21年 1月 8日



兵庫県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
淡路市郡家字丸山ノ下756の1、771、771の1、772、774、775、字下勝合谷1245の1、字湊谷1252の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第78号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点改測）
- 2 作業期間
平成20年9月3日から同年12月19日まで
- 3 作業地域
姫路市



兵庫県告示第79号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、朝来市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（土地区画整理、2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、4級水準測量、平板測量）

2 作業期間

平成20年5月1日から同年10月27日まで

3 作業地域

朝来市和田山町枚田地内



兵庫県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年1月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年1月23日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 東河内安富線	姫路市安富町皆河字西ノクゴ503番2から 同 市安富町皆河字西ノクゴ503番2まで	旧	18.0から 24.0まで	26.0	
		新	21.0から 25.0まで	26.0	



兵庫県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年1月23日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟下徳久線	佐用郡佐用町下三河字段304番36から 同 郡同 町下三河字本位田255番1まで	旧	10.0から 42.0まで	378.0	一部 予定地
		新	15.0から 73.0まで	378.0	



兵庫県告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 4. 22号大日線
- 3 事業施行期間
変更前 平成11年 3 月 5 日から平成21年 3 月31日まで
変更後 平成11年 3 月 5 日から平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第83号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年 1 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
商号又は名称 有限会社クロスハウス神戸
代表者氏名 沖 田 賢太郎
事務所所在地 神戸市中央区八幡通 3 - 1 - 15
免許番号 兵庫県知事(1)第10880号
免許年月日 平成16年3月31日
- 2 処分の内容
免許の取消し



兵庫県告示第84号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第 8 条第 4 項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年 1 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
篠山市上立杭地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域
篠山市今田町下小野原、休場、上立杭及び下立杭の各一部
- 3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局県土整備部まちづくり課及び篠山市まちづくり部地域整備課
- 4 縦覧期間
平成21年 1 月 23 日から同年 2 月 5 日まで



兵庫県告示第85号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
篠山市上立杭地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成基準の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局県土整備部まちづくり課及び篠山市まちづくり部地域整備課
- 3 縦覧期間
平成21年1月23日から同年2月5日まで

公 告**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日
(2) 特定非営利活動法人の名称等
ア 名称 特定非営利活動法人つばき
イ 代表者の氏名 安 部 勝
ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町大持276番地16
エ 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び地域住民に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進と全ての人がこころ豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日
(2) 特定非営利活動法人の名称等
ア 名称 特定非営利活動法人子どもフレンドリーネット・神戸
イ 代表者の氏名 羽 下 大 信
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区元町通6丁目7番9号 秋毎ビル3F
エ 定款に記載された目的
この法人は、未来をになう子どもたちやその子を取り巻く人たちに対して、子どもの健全な育成をサポートする事業を行い、さまざまな人間関係、環境、状況に働きかけることを通し、健やかな子どもの成長及び心豊かな社会の基盤づくりに寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日
(2) 特定非営利活動法人の名称等
ア 名称 特定非営利活動法人宝豊連
イ 代表者の氏名 庄 野 達 也
ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山桜台6丁目16番1-1413号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外で落語や音楽等の公演を実施することにより、文化振興と国際交流を図り、心豊かな優しい世界を築いていくことで、全人類が笑い合える平和な社会の創出に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人びかびかクラブ

イ 代表者の氏名 見 口 敏 郎

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町東自由が丘2丁目284番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、三木市とその近隣地域、及び地域住民に対して、福祉施設における援助支援、まちづくりと美化清掃、「人の目の垣根隊」（地域の子どもと高齢者の安全・安心確保と見守り活動）運動推進、地域内外の住民交流促進と交流サロン運営、及び地域の資源回収・リサイクルに関する事業を行い、安心してより快適に暮らせるまちづくりの推進と地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人西脇市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 竹 中 敏 文

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市大野175番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的発達に障害のある人たちをはじめとする、さまざまな障害のある人たちとその家族に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、自立支援のための相談助言と援助支援、及び地域交流推進事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障害者自身が積極的に社会参加し達成感があり、自立・共生・安心の暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みどり会

イ 代表者の氏名 吉 本 優

ウ 主たる事務所の所在地 多可郡多可町加美区市原40番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に知的及び身体に障がいのある者に対して、障害者自立支援法に基づくサービスの提供、オリジナル商品の生産及び販売、また、地域住民との交流活動の推進に関する事業を行い、障がい者と健常者がお互いに区別することなく、皆が助け合える地域社会の創造に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほのぼの

イ 代表者の氏名 安 田 敏 郎

ウ 主たる事務所の所在地 明石市相生町2丁目6番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人・持たない人、また思想・信条を問わず、あらゆる立場の人々と関わりを持ち、地域で暮らし、働き、交流することが出来るよう支援するため小規模作業所の運営をはじめ、障がい者に対する社会参加の促進や生活支援に関わる事業を実施し、障がい者とその家族などの地域生活のニーズに応えることを通して、広く市民も安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WA

イ 代表者の氏名 伊 田 昌 義

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区琴ノ緒町2丁目1番地356号

エ 定款に記載された目的

この法人は、援助の必要な障害者やその家族、その他の人々に対して社会生活自立支援に関する事業を行い、すべての人々が共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人保育スペース「夢色のテーブル」

イ 代表者の氏名 浅野 美代子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市潮江2丁目13番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる人及び広く地域住民に対して、地域に開かれた保育スペースを通じ、子ども達や地域社会が、深く、豊かなつながりの中でいきいきと生きていけるような、保育支援事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ろうあ協会

イ 代表者の氏名 廣瀬 信也

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区橋通3丁目4番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者に対する社会一般の認識を深め、その自立支援・社会参加を促進するために、聴覚障害者をはじめとして広く地域住民の福祉の増進、及びすべての人が安全で安心して暮らせるまちづくりに関する事業を行い、社会福祉の大いなる発展と支え合い助け合う地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人情報センター I S I S 神戸

イ 代表者の氏名 社領 克征

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区栄町通4丁目3番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、不登校・対人恐怖など様々なきっかけでひきこもっている多くの若者とその家族に対して、彼ら若者が健全に育ち、社会の一員として自立するための社会参加支援、就労支援及び家族支援などに関する事業を行い、開かれた家族、信頼と絆を大切にす社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グローバル・シップスこうべ

イ 代表者の氏名 森下 徹

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市龍野町2丁目18番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、社会から自宅などにひきこもる青少年等に対して、ひきこもり当事者等による自助グループ活動の育成並びに自立と就労等に係るシンポジウム等の開催に関する事業を行い、現代社会に取り残された若者の尊厳と貧困に係る問題の改善や解決を図り、生活の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人じゅうしん神戸

イ 代表者の氏名 池田 希美枝

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区須磨寺町3丁目2番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅の重度心身障害者の自立を図り、確かな生きがいづくりをすすめるために、作業を中心に趣味創作活動や機能訓練などを行うとともに、地域住民との交流の場づくりなど障害者の社会参

加の促進に関する事業を行い、障害者が住み慣れた地域で安心してらせるまちづくりの推進、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚成年後見センター

イ 代表者の氏名 松井 美弥子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市安倉西4丁目1番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業、成年後見制度等に関する相談事業等を行い、高齢者及び障害者等の福祉の増進とすべての人が健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人がる

イ 代表者の氏名 光岡 丈一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区四番町3丁目4番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対する自立と社会参加促進に関する事業並びに地域住民に対する市民活動の支援に関する事業を行い、本来すべての人間がもつ尊厳、自分らしさなどの人権を確かなものとして、障がい者福祉及び地域福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

16(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際人材交流センター

イ 代表者の氏名 吉川 英男

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区鈴蘭台東町4丁目6番25 ワコーレ鈴蘭台406

エ 定款に記載された目的

この法人は、経済的にも社会的にも弱い立場に置かれている高齢者、在日留学生、在日外国人に対して、職業能力の開発及び雇用機会の拡充を図る事業を行うとともに、一般市民に対して、国際理解の向上に関する事業を行い、国際間の相互理解を深めることを通して、多くの人々が充実した日常生活を送ることができる心豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

17(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐるーぶ花音

イ 代表者の氏名 河野 珠美佳

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区淡河町243番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、未婚者（特に中高年者）に対する交流会開催と縁組促進、健康食推進のための料理教室と講演会セミナーの開催、きもの文化の普及啓発、ベビータッチアロマセラピー普及、自然環境保全のための緑化推進、並びに思いやりの心を育てる芸術イベントに関する事業を行い、心も体も健康で人に喜ばれる一生が送れる人づくりを通して、幅広い世代の人々が明るく健やかに暮らすことのできる豊かな自然環境が溢れた地域社会の構築に寄与することを目的とする。

18(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人光のゆずり葉

イ 代表者の氏名 安田 郁子

ウ 主たる事務所の所在地 加西市北条町北条28-1 アステシア加西3F

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して登校拒否・不登校等の子ども達や家族、その他子育てで悩む方をサポートする事業を行い、誰もが希望を持っていきいきと楽しく子育てのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

19(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人須磨まちづくり観光プロジェクト

イ 代表者の氏名 幸内政年

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区鷹取町3丁目1番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市須磨区を中心とした地域において、観光を通じたまちづくりに関する事業を行い、地域社会における経済的活性化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

20(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くれない

イ 代表者の氏名 井上孝子

ウ 主たる事務所の所在地 加東市社346番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす障害のある人に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域の障害者福祉に貢献し、誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現に寄与することを目的とする。

21(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほほえみ

イ 代表者の氏名 山崎敦子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町4丁目7番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、難病患者及び身体・知的障害で苦境にある者に対し、社会的自立を支援するとともに、多くの難病患者や身体・知的障害者とその家族に憩いの場と情報交換の場を提供し、QOLの改善と向上を図り、住民と共に地域社会の発展及び住民福祉に寄与することを目的とする。

22(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人伊丹市土に親しむ会

イ 代表者の氏名 泊照彦

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市北本町3丁目50番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、伊丹市民が家庭園芸を通して、緑と土に親しむとともに、農業に対する理解と認識を深めるために、農地保全のための市民農園運営事業等を行い、すべての人が健やかに暮らすことのできる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

23(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人クレセール

イ 代表者の氏名 林充宏

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市武庫之荘6丁目5番15-304号

エ 定款に記載された目的

この法人は、コーチングスキルを用いた生育サッカースクールや子育てコーチングの事業を通じて、子どもたちの無限の可能性に火をつけることで、真に生きる力を育み、次代を担う子ども達の健全な成長をサポートすることを目的とする。

24(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シャクナゲ・子供の家

イ 代表者の氏名 田中裕子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市南郷町14番27号

エ 定款に記載された目的

この法人は、アジアの恵まれない育成環境に置かれた子供たちに対して、その支援に関する事業を行

い、彼らの健全な成長を図り社会に寄与することを目的とする。

25(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路インターナショナルスクール

イ 代表者の氏名 荻野 マリ子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市梅ヶ枝町878番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、外国人及び日本人に対して、英語による幼児教育及び保育に関する事業を行い、海外と日本の子どもたちに健全な教育の機会を提供するとともに、英語を通じた国際理解を深めるための事業を行い、外国人が安心して暮らせるまちづくりを子どもの教育環境整備の面からサポートし、国際交流に寄与することを目的とする。

26(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人大原・桂木OKサポート

イ 代表者の氏名 柏尾 政和

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区大原1丁目16番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市北区大原・桂木を中心とした地域住民に対して、地域福祉に関する事業及び地域活動に関する調査研究、情報発信に関する事業を行い、いつまでも安全・安心で住み続けることができるまちづくりに寄与することを目的とする。

27(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸乳癌研究グループKBCOG

イ 代表者の氏名 宮下 勝

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山寺1丁目10番6号 中山寺メディカルセンター102

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、乳癌の原因・診断・治療の臨床研究及びその診療にかかわる医療者の人材育成に関する事業を行うとともに、乳癌に関する知識の普及啓発を行い、これらの活動を通して、予防医学システムの確立、ひいては健康社会づくりに寄与することを目的とする。

28(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人身障コウベの会

イ 代表者の氏名 大杉 俊江

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区平田町2丁目2-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進と障害者自身の自助努力を手助けし、関わりあえる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

29(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まごころ

イ 代表者の氏名 荘司 一機

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市坂越1722番地の20

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会における高齢者や要介護者に対して、介護保険法に基づく事業及び自立支援に関する事業を行うとともに、高齢者や要介護者が地域社会の中で安心して生活できるようにコミュニティースペースの運営を行い、地域社会における良好な福祉環境の実現に寄与することを目的とする。

30(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石あおぞら会

イ 代表者の氏名 宮田 和郎

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町清水2744-30

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に精神障害者に対して、障害者自立支援法に基づくサービスの提供、地域活動支援に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

31(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐりんびあ兵庫

イ 代表者の氏名 永 田 光太郎

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市西神吉町岸56-2 メゾンティファB-201

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援に関する事業を行うとともに、障害福祉サービス事業所へ各種運営支援事業を行い、障害者が地域において共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

32(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あおぞら太陽の家

イ 代表者の氏名 春 名 哲 夫

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町岸田608番3

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

33(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人鯨

イ 代表者の氏名 松 葉 さとみ

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市田能4丁目17番50号

エ 定款に記載された目的

この法人は、伝統野菜をはじめとした各種野菜作りを通じて、障がい者が労働の喜びや生きがいを実感する機会を提供するとともに、地域のイベントへの協力・参加事業を行い、障がいの有無にかかわらず人と人のつながりがあるまちづくりに寄与することを目的とする。

34(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人役立つ税理士協議会

イ 代表者の氏名 谷 敦

ウ 主たる事務所の所在地 三田市天神3丁目9番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域を中心とした中小企業経営者や商店主に対して、税務会計知識の向上、お金やリスクマネジメントに関する知識の向上に関する事業を行い、地域社会の経済活動の活性化に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アイ・コラボレーション神戸

イ 代表者の氏名 岡本 幸助

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区港島9丁目1番地 神戸インキュベーションオフィス103号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、一人でも多くの障害者が社会参加できる機会及び可能性の創出に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐるーぷあし

イ 代表者の氏名 染田 義男

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽4丁目97番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、生活支援、就労支援及び社会参加促進事業等を行い、しょうがい児・者が地域で自立した生活を営むことを支援するとともに、その家族の負担軽減を図り、市民の支援を得つつ福祉の向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アミーゴ

イ 代表者の氏名 猪原 富士子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市小浜3丁目3番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が住み慣れた地域において、家族、近隣の人たち等と共に生きるための生活支援や自立支援など、福祉に関する活動とともに、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人KOBEO観光ガイドボランティア

イ 代表者の氏名 村上 繁弘

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北野町3丁目10番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市民を始め、神戸を訪れた個人及び団体などに対して、神戸の街・歴史・文化等についてホスピタリティ溢れる観光ガイド等による観光の振興、校外学習の支援、観光関連施設の運営、政策提案等によるまちづくりや人材育成並びに情報提供に関する事業を行い、地域社会のイメージアップと活性化に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成20年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明日の歯科医療を創る会POS

イ 代表者の氏名 足立 優

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区岡本1丁目3番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者及び青少年、一般県民、地域社会に対して、歯の健康に関するサービスの提供のみならず、援助の必要な人々への移動・送迎活動、医療・介護に関わる人材育成等を盛り込んだ、総合的社会生活支援事業を行い、福祉・教育の進歩と発展に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人地域交流支援センター

イ 代表者の氏名 平田 滋

ウ 主たる事務所の所在地 大阪府豊中市中桜塚2丁目27番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域単位のまちづくりと地域間交流をテーマとして事業を行うことにより、都市部、郊

外部、農山村部の交流をもたらし、もってそれぞれの地域の生活向上と活性化の推進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ライフ・クリエイト

イ 代表者の氏名 井 筒 収

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市下手野3丁目3番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等社会的弱者に対して、日常生活の支援や精神面でのサポート等に関する事業を行い、地域の人々の社会生活向上に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成20年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ばれっと

イ 代表者の氏名 山 本 健 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大黒壱丁町3番地 有川ビル3-C

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害を持つ人達の自立と社会参加が実現できるよう、精神障害者の小規模作業所運営事業及び精神障害に関する啓発・相談事業など、精神保健福祉に関する支援事業を行い、すべての人々が認めあい、支えあいながら、ともに生きる豊かな地域社会作りに寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぴーぷる

イ 代表者の氏名 今 村 勇 人

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市富松町3丁目5番20号 サンパレス武庫之荘

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合って、高齢者及び障害者の介護等に関する事業を行い、利用者がより充実したサービスを受け、事業者がより親身かつ適切なサービスを提供できるように支援し、地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路自立生活支援センター

イ 代表者の氏名 妻 鹿 恵

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市白国1丁目2番15号 コーポあまの2 1-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自らが望む自立生活を営めるように、必要な支援事業を行い、社会全体の福祉を増進させ、共に生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ネピオン

イ 代表者の氏名 武 澤 利 夫

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区妙法寺字蓮池366番地の10 ルネ須磨905号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、高齢者および障害者が自由にしかも安全に活動できる、人間性あふれ、魅力ある福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県腎友会

イ 代表者の氏名 小 泉 邦 昭

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目1番21号

エ 定款に記載された目的

本会は、腎臓病に関する正しい知識の普及、及び社会啓発ならびに腎臓病患者の自立と社会参加の促進を図り、もって県民の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ネットワークながた

イ 代表者の氏名 石 倉 泰 三

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区川西通5丁目10番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市長田区内及び周辺地域の障害者・高齢者をはじめ、女性や子どもなど社会的マイノリティとされる人々やその関係者・団体とともに、自立生活や社会参加・経済・文化活動を支援する事業を行い、障害者及び高齢者、社会的マイノリティとされる人々が市民とともに支え合い、共に生きることのできる市民社会を実現することに寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成20年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こぐまくらぶ

イ 代表者の氏名 松 本 昭 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区舞子8丁目1番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児の24時間保育により幼い子供を保護するとともに障害児（者）、不登校生及び中退生の自立を支援することにより、子どもの健全育成、思いやりのある青少年の育成に寄与することを目的とする。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
洲本市物部字神子ノ内258番1、258番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
洲本市本町七丁目3番43号
淡路平和不動産株式会社 代表取締役 富 本 東 平
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年12月19日
兵庫県指令淡路（建）第1－3号（20洲本）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 グリーンプラザべふ
所在地 加古川市別府町緑町2番地ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|----------|--------|--------------|
| 多木化学株式会社 | 多木 隆 元 | 加古川市別府町緑町2番地 |
| 別府鉄道株式会社 | 今井 衛 国 | 加古川市別府町緑町8番地 |
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|--------------------|--------|-----------------|
| 株式会社イトーヨーカ堂 | 鈴木 敏 文 | 東京都港区芝公園四丁目1-4 |
| 株式会社ハークスレイ | 青木 達 也 | 大阪市福島区福島五丁目9-6 |
| 株式会社オートセブン
外60者 | 木下 守 | 神戸市須磨区弥栄台三丁目1-6 |
- イ 変更後
- | 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|--------------------|--------|-----------------|
| 株式会社イトーヨーカ堂 | 亀井 淳 | 東京都千代田区二番町8-8 |
| 株式会社ハークスレイ | 青木 達 也 | 大阪市福島区福島五丁目9-6 |
| 株式会社オートセブン
外65者 | 木下 守 | 神戸市須磨区弥栄台三丁目1-6 |
- 4 変更年月日
平成20年7月18日ほか
- 5 届出年月日
平成20年12月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成21年1月23日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成21年5月25日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年1月23日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- | | |
|-----|--------------|
| 名称 | 阪急西宮ガーデンズ |
| 所在地 | 西宮市高松町100番ほか |
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | | |
|--------|----------|
| 名称 | 阪急電鉄株式会社 |
| 代表者の氏名 | 角 和 夫 |

住所 大阪府池田市栄町1番1号

3 変更事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
東側荷さばき施設	午前6時から午後10時まで
西側荷さばき施設	午前6時から午後10時まで
南側荷さばき施設	午前6時から午前8時まで
北側荷さばき施設	午前8時から午後10時まで

イ 変更後

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
東側荷さばき施設	午前6時から午後10時まで
西側荷さばき施設	午前6時から午後10時まで
南側荷さばき施設	午前6時から午前10時まで
北側荷さばき施設	午前8時から午後10時まで

4 変更年月日

平成20年12月27日

5 届出年月日

平成20年12月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成21年1月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年5月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

労働委員会公告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成21年における審査の期間の目標及び平成20年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成21年1月23日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治

1 平成21年における審査の期間の目標

当委員会は、平成21年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。ただし、特に複雑な事件については、事件ごとに作成する審査計画に定める期間をもって目標とする。

(1) 単純な団体交渉拒否事件 6月

(2) その他の標準的な事件 1年3月

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっている事件をいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている等の主張の内容が複雑で立証に特に多くの労力を要する事件をいう。

2 平成20年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	3件	2件	1件
その他の標準的な事件	10件	7件	3件
特に複雑な事件	0件	0件	0件
計	13件	9件	4件

(2) 審査期間の目標の達成状況（平成20年中に終結した事件）

ア 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	審 査 の 結 果			目 標 期 間
	最 長	最 短	平 均	
命 令 ・ 決 定	232日	232日	232日	—
和 解 ・ 取 下 げ	250日	250日	250日	—
総 平 均	—	—	241日 (約8月)	6月

イ その他の標準的な事件

終結区分	審 査 の 結 果			目 標 期 間
	最 長	最 短	平 均	
命 令 ・ 決 定	520日	366日	432日	—
和 解 ・ 取 下 げ	366日	17日	168日	—
総 平 均	—	—	319日 (約10月)	1年3月

(3) 個別事件の審査の実施状況（平成20年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	備 考
平成19年 (不)第1号事件	取下げ(自主和解)	366日	5回	5回	0回	6人 (12人)	標 準
平成19年 (不)第2号事件	命令(一部救済)	366日	6回	3回	0回	3人 (6人)	標 準
平成19年 (不)第5号事件	命令(棄却)	448日	4回	3回	0回	3人 (6人)	標 準
平成19年 (不)第6号事件	命令(一部救済)	520日	5回	5回	2回	6人 (12人)	標 準
平成19年 (不)第8号事件	命令(全部救済)	232日	3回	2回	0回	2人 (2人)	団交拒否
平成19年 (不)第9号事件	命令(棄却)	394日	6回	5回	0回	6人 (12人)	標 準

平成20年 (不)第1号事件	取下げ(自主和解)	250日	6回	2回	1回	4人 (8人)	団交拒否
平成20年 (不)第2号事件	取下げ	17日	1回	0回	0回	0人 (0人)	標準
平成20年 (不)第3号事件	和解の認定(関与和解)	120日	1回	0回	4回	0人 (0人)	標準

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とはその他の標準的な事件を意味する。